# 商標審査基準たたき台(案)

# 商標

票法4条1項1号	
商標審査基準たたき台(案)	現行の商標審査基準
第3 第4条第1項及び第3項(不登録事由)	第3 第4条第1項及び第3項(不登録事由)
二、第4条第1項第1号	二、第4条第1項第1号
一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標	一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
1.「国旗」について 「国旗」とは、日章旗をいう(国旗及び国歌に関する法律(平成 11 年 8 月	(新設)
13 日法律第 127 号)第 1 条)。	
2.「菊花紋章」について   「菊花紋章」とは、菊花の紋章で花弁の数が 16 枚からなる我が国の皇室の紋章をいう。	(新設)
3.「勲章、褒章」について   「勲章、褒章」とは、いずれも我が国のものであって、かつ、査定時において現に存在するものに限る。   (1) 主な「勲章」の例(出典:内閣府賞勲局)	1.「勲章、褒章又は外国の国旗」は、現に存在するものに限るものとする。また「外国」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国をも含むものとする。
大勲位菊花章 相花大綬章 旭日章	



(2) 主な「褒章」の例(出典:内閣府賞勲局)





# 4.「外国の国旗」について

「外国の国旗」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国 の国旗をも含む。

また、査定時において現に存在する国に限るものとする。

2. 商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するときは、国旗又は 外国の国旗に類似するものとする。国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような 方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっ ても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。

### 5.「同一又は類似の商標」について

(1) 本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。

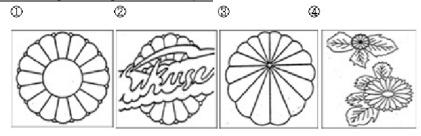
<u>例えば、出願商標が、その</u>一部に国旗等を顕著に有する場合は、<u>商標全</u>体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「菊花紋章」の判断の例

上記(1)に加え、出願商標が、菊花を表し、その花弁の数が 12 以上 24 以下で表示されている場合は、「菊花紋章」に類似するものと判断する。ただし、出願商標が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 花心の直径が花弁の長さより大きいもの
- ② 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- ③ 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- ④ 菊花の形状が<u>明らかに</u>紋章を形成せず、かつ、生花を<u>表した</u>と認められるもの

### (例) 上記①ないし④に該当する標章



# 6. 色彩を組み合わせてなる商標について

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと<u>判断</u>する。

- 3. 菊花の紋章でその花弁の数が 12 以上 24 以下のもの及び商標の一部に菊花 紋章又は上記の菊花の紋章を顕著に有するものは、原則として、菊花紋章に 類似するものとする。ただし、次のものは、この限りでない。
- (1) 花心の直径が花弁の長さより大きいもの
- (2) 菊花の3分の1以上が他のものにより蔽われ、又は切断されているもの
- (3) 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- (4) 菊花の形状が確然と紋章を形成せず、かつ、生花を模倣したと認められるもの

(新設)

4. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが国旗、菊花 紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原 則として、本号の規定に該当するものとする。

#### 商標審査基準たたき台(案)

#### 三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号(国の紋章、記章等)

- 二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月 二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三 十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン で及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所 有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下 同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の 紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標 法条約の締約国の国旗を除く。)であって、経済産業大臣が指定するもの と同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関(ロにおいて「国際機関」という。)を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標 (次に掲げるものを除く。)
  - イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者 の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その 商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用 をするもの
  - ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法 条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記 号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商 標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又 は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 1.「経済産業大臣が指定するもの」について

「経済産業大臣が指定するもの」は、いずれも、官報に経済産業省告示として、告示日や告示番号と共に掲載されているものである。

例えば、以下のものがある。

(1)第2号

### 現行の商標審査基準

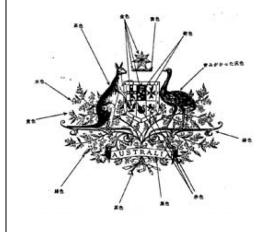
### 三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号(国の紋章、記章等)

- 二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月 二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三 十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン で及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所 有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下 同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の 紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標 法条約の締約国の国旗を除く。)であって、経済産業大臣が指定するもの と同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関(ロにおいて「国際機関」という。)を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標 (次に掲げるものを除く。)
- イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者 の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その 商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用 をするもの
- ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法 条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記 号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商 標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又 は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。

(例1) アメリカ合衆国の記章 (通商産業省告示昭和51年第356号)



(例2) オーストラリア連邦の紋章 (通商産業省告示平成6年第74号)



(2)第3号 (例1) 国際連合の標章(通商産業省告示平成6年第253号)

第2号関係:



第3号関係:



(例2) 世界知的所有権機関の標章 (通商産業省告示平成6年第275号)



(3)第5号

(例1)マレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号(経済産業省告示平成 26 年第 96 号)(商品又は役務:輸送,食肉,魚等)



第5号関係:



(例2) 大韓民国の監督用又は証明用の印章(経済産業省告示平成26年第241号)(商品又は役務:木材製品)





〇ブッジル連邦共和国政府が用いる印章指定 [原紀5十5年8月十8日]

・の表示が、中央の名称の「COST)の名(MOST の形式を行うなる) 「「MOST のできない」「COST)の名(MOST のできない) ・ののものとものと

### 2. 第2号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国の紋章等と紛らわしいか否かにより判断する。

<u>例えば、出願商標が、その一部に国の紋章等を顕著に有する場合は、商</u>標全体として本号に該当するものと判断する。

#### 3. 第3号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点 から、商標全体がこれら国際機関を表示する標章と紛らわしいか否かによ り判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国際機関を表示する標章を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

- (2) 「需要者の間に広く認識されている」について
- (7) 需要者の範囲は、最終需要者まで広く認識されている場合のみならず、取引者の間に広く認識されている場合を含む。
- (イ) 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断における考慮事由及び証拠方法は、商標審査基準第2 第3条第2項 2.(2)及び(3)を進用する。

(新設)

2. 第3号における「類似」の判断は、当該国際機関等の権威を損じ、尊厳を 害するような商標を一私人に独占させることを防止するという目的に照ら し、同機関等を表示する標章と相紛らわしいか否かを考慮するものとする。

- 3. 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終需要者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含む。
- 4.(1) 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」については、 例えば次の事実を総合勘案して判断する。
- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模(店舗数、営業地域、売上 高等)
- ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び 内容
- ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果
- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。
- ① 広告物 (新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等)
- ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
- ③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画
- ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ 公的機関等(国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等)の証明書

(3) 「国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務」について

「誤認を生ずるおそれがない」か否かの判断については、国際機関が行う 役務と出願商標の指定商品又は指定役務との関連性を勘案して判断する。 (例) 第3号ロに該当する場合

国際機関が行っている役務が食品関係であるのに対し、出願商標の指定商品が自動車である場合

### 4. 第5号について

(1) 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、 出願商標が、その構成全体又はその一部に国の監督用の印章等と紛らわし い標章を有するか否かにより判断する。

(2) 「同一又は類似の商品又は役務」について

商品又は役務の類否の判断については、商標審査基準第3 十、第4条 第1項第11号 11.から13.まで(【P】)を準用する。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

- ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事
- ⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書ただし、需要者の認識度調査(アンケート)は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。
- 5. 第3号ロについては、国際機関が行う役務と出願に係る第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務(以下「指定商品又は指定役務」という。)との関連性を勘案して判断する。

第3号口に該当する例:

- ○国際機関が行う役務が食品関係
- ○出願に係る指定商品が自動車

(新設)

# 商標法4条1項4号

# 商標審査基準たたき台 (案)

三、第4条第1項第4号(赤十字等の標章又は名称)

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第百五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

- 1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の「標章」及び「名称」について
- (1) 「標章」は次のとおりである。

1





(白地に赤十字)

(白地に赤新月)

(白地に赤のライオン及び太陽)

- (2) 「名称」は次のとおりである。
- <u>①</u> 「赤十字」
- ② 「ジュネーブ十字」
- ③ 「赤新月」
- ④ 「赤のライオン及び太陽」
- 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 158 条第 1 項の特殊標章のひな型は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

3.「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、赤十字の尊厳を保持する等の公益保護の観点から、商本号の規定に該当するものとする。

### 現行の商標審査基準

三、第4条第1項第4号(赤十字等の標章又は名称)

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第百五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章は次のとおりである。

(1)



(白地に赤十字)



(白地に赤新月)



(白地に赤のライオン及び太陽)

- 2. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の名称は次のとおりである。
- (1) 「赤十字」
- (2) 「ジュネーブ十字」
- (3) 「赤新月」
- (4) 「赤のライオン及び太陽」
- 3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条 第1項の特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形の標章であり、ひな型 は次のとおりである。

(オレンジ色地に青色の正三角形)

4. 上記の1. ないし3. の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、本号の規定に該当するものとする。

標全体がこれら赤十字の標章等と紛らわしいか否かにより判断する。	
例えば、出願商標が、その一部に上記の1. 又は2. の標章又は名称を顕著	
に有する場合は、本号に該当するものと判断する。	

# 商標法4条1項9号

### 商標審査基準たたき台(案)

### 八、第4条第1項第9号(博覧会の賞)

政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若 しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準 に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設 する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受 けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

### 1.「博覧会」について

「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。

### 2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について

「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号(下記参照)に おいて示されており、これに適合するか否かにより判断する。

# 平成24年特許庁告示第6号(要件部分抜粋)

- 「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称 の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものである こと。
- 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の 種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであ ること。
- 三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。」

# (1) 上記一について

博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の 一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術 品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないも のと判断する。

### (2) 上記二について

例えば、以下(ア)ないし(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基

### 現行の商標審査基準

### 八、第4条第1項第9号(博覧会の賞)

政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若 しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準 に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設 する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受 けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

- 1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。
- 2. 本号でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」(平成24年特許庁告示第6号)に適合するかどうかにより判断するものとする。
- (1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
- (2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
- (3) 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

# 準」に適合しないものと判断する。

- (7) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が離島等の交通不便な地域である場合、あるいは(iii)交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。
- (イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、 開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i)博 覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公 衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii)開設 会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性 等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

<u>なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には</u>当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

3.「同一又は類似の標章」について

本号における類否は、博覧会で与えられる賞の権威の維持及び商品の品質又 は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に 博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

4.「その賞を受けた者」について

<u>「その賞を受けた者」には、賞を受けた者から、その者の営業、事業の承継人を含む。</u>

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(新設)

3. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。

# 商標法4条1項14号

商標審査基準たたき台(案)

十二、第4条第1項第14号(種苗法で登録された品種の名称)

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を 受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれ に類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1.「類似の商標」について

本号における類否の判断は、品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占さ せないという観点から、商標の有する外観、称呼及び観念のそれぞれの判断 要素を総合的に考察しなければならない。

- 2.「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」について 出願に係る指定商品が、品種登録を受けたその品種の「種子類、苗、苗木」 等、又はこれらに類似する商品若しくは役務の場合、「その品種の種苗又はこれ に類似する商品若しくは役務」に該当するものと判断する。
  - (例) その品種の種苗と同一と判断される場合
  - <u>リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「リンゴの苗木」のとき。</u>
  - (例) その品種の種苗と類似と判断される場合
  - ① リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ぶどうの苗木」のとき。
  - ② リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ドライフラワー」のとき。
- 3. 種苗法第 18 条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録が存続期間の満了等により消滅した後は、指定商品又は指定役務により、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するか否かを判断する。
- 4. 種苗法(平成10年法律第83号)施行(平成10年12月24日)の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記3. と同様に取り扱うものとする。

現行の商標審査基準

十二、第4条第1項第14号(種苗法で登録された品種の名称)

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を 受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれ に類似する商品若しくは役務について使用をするもの

(新設)

- 1. 種苗法第 18 条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。
- 2. 種苗法(平成10年法律第83号)施行(平成10年12月24日)の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1. と同様に取り扱うものとする。

# 商標法4条1項17号

商標審査基準たたき台(案)

### 十五、第4条第1項第17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

### 1.「産地を表示する標章」について

産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、例えば、片仮名で表示した標章、その他の言語で翻訳したと認められる文字で表示した標章を含む。

#### (例) 片仮名で表示した標章

「BORDEAUX」を「ボルドー」

「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」

(例) その他の言語で翻訳したと認められる文字で表示した標章「BOURGOGNE」(仏語)を「BURGUNDY」(英語)

# 2.「有する」について

形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとし、その使用形態や産地の誤認混同の有無は問わない。

# (例)「有する」場合

商品「しょうちゅう」について、商標「球磨の光」 商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」 商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」

# 3.「ぶどう酒」及び「蒸留酒」について

本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリャンチュー、パイカル等が含まれるが、

### 現行の商標審査基準

### 十五、第4条第1項第17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

1. 本号は、例えば、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、片仮名文字、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を有する場合も適用するものとする。

(新設)

2. 本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリャンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

1	第	1	7	П	商	標	審	査	基	準	W	/ (	C
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---

リキュールは含まれないものとする。	

# 商標法7条

# 商標審査基準たたき台 (案)

#### 第6 第7条 (団体商標)

第7条 一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

- 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自 己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条 第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人で あることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

#### 1. 主体について

本条第1項の「その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)」に には、例えば、商工会議 は、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)等が が含まれるものとする。

# 2.「構成員に使用をさせる商標」について

団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」 ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができないもの と判断する。(商標審査基準第1の二(第3条第1項柱書)5.参照)

- 3.「第一項に規定する法人であることを証明する書面」について
- (1) 団体商標の商標登録出願(国内出願)について、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、補正指令(方式)の対象となる。
- (2) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」(団体商標、証明商標又は保証商標)と記載されている場合であって、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する(商標審査基準第1の二(第3条第1項柱書)4.(2)参照)。

### 現行の商標審査基準

#### 第7条(団体商標)

第7条 一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

- 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条 第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人で あることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- 1. 本条第1項の「その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)」には、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)等が含まれるものとする。
- 2. 団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」 ものでないときは、第3条第1項柱書きにより登録を受けることができないも のと判断する。(商標審査基準第1の二(第3条第1項柱書)5.参照)。
- 3. 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」(団体商標、証明商標又は保証商標)と記載されている場合であって、第7条第3項に規定する証明書(第7条第1項の法人であることを証する書面)の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する。

なお、団体商標の商標登録出願(国内出願)については、補正指令(方式)の対象となる(商標審査基準第1の二(第3条第1項柱書)4.(2)参照)。

# 商標法7条の2

### 商標審査基準たたき台(案)

### 第7 第7条の2 (地域団体商標)

一、第7条の2第1項柱書

第7条の2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法 人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がない のに、構成員たる資格を有 する者の加入を拒み、又はその加入につき現在 の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の 定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促 進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二項 に規定する特定非営利活動法 人又はこれらに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構 成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれか に該当するものに ついて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商 品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていると き は、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にか かわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

### 1. 主体要件について

協同組合等」という。) の場合

次の①及び②を確認する。

- ① 出願の際に提出された登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面 (以下「登記事項証明書等」という。) において、出願人が法人格を有する組 合であること。
- ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠 法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者 の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたより も困難な条件を付してはならない旨の定め」(以下「加入自由の定め」という。) があること。

(例)

中小企業等協同組合法 第 14 条

# 現行の商標審査基準

第7条の2(地域団体商標)

一、第7条の2第1項柱書

第7条の2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法 人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がない のに、構成員たる資格を有 する者の加入を拒み、又はその加入につき現在 の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の 定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促 進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二項 に規定する特定非営利活動法 人又はこれらに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構 成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれか に該当するものに ついて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商 品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていると き は、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にか かわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

- 1. 第7条の2第1項柱書における主体要件について
- (1) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(以下「事業 | (1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有し ないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員た る資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際 に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限 る。)」(以下「事業協同組合等」という。) について

次の①及び②を確認する。

- ① 出願の際に提出された登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面 (以下「登記事項証明書等」という。) において、出願人が法人格を有する組合 であること。
- ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法 の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加 入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難 な条件を付してはならない旨の定め」(以下「加入自由の定め」という。)があ ること。

例: 中小企業等協同組合法 第14条

農業協同組合法 第20条

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第10条

(2) 商工会、商工会議所<u>(以下、「商工会等」という。)</u>又は特定非営利活動法人の場合

出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。

- (3) 事業協同組合等、商工会<u>等</u>又は特定非営利活動法人に相当する外国の法 人の場合
- (ア) 事業協同組合等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文(これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下「設立根拠法の写し等」という。)において、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること。なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款(法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則。

願人に対し、定款(法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則。 以下同じ。)の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

- ②設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- ③出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書
- 等) において、出願人が法人格を有すること。
- (イ) 商工会等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

①設立根拠法の写し等において、商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には出願人 に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たし ていること。

- ② 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- ③ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書等)において、出願人が法人格を有すること。

農業協同組合法 第20条

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第10条

- (2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人について 出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立 された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。
- (3) 事業協同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する 外国の法人について
- (イ) 事業協同組合等に相当する外国の法人について 次の①、②及び③を確認する。
- ① 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文(これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下「設立根拠法の写し等」という。)において、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款(法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則。以下同じ。)の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

- ② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書等)において、出願人が法人格を有すること。
- ③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- (ロ) 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人について次の①、②及び③を確認する。
- ① 設立根拠法の写し等において、商工業の改善発達を図ることを目的とする 旨及び営利を目的としない旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書等)において、出願人が法人格を有すること。

(ウ) 特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

①設立根拠法の写し等において、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願 人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満た していること。

- ② 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- ③ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書 等)において、出願人が法人格を有すること。
- 2.「構成員に使用をさせる商標」について

設立根拠法からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合(例えば、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合)が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合には、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標は「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

- 3.「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」に該当するかどうかについては、職権で調査を行うこととするが、商標法施行規則様式第3の2備考4「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」の提出があった場合には、当該提出書類も参照し、下記4.ないし9.を確認する。
- 4. 商標の同一性について

出願された商標(以下「出願商標」という。)と使用されている商標(以下「使用商標」という。)とが、外観において同一であること(外観において同視できる程度に同一性を損なわないことを含む。)を要する。

なお、出願商標と使用商標との外観が相違している場合においても、次の(1)及び(2)に示す程度の相違であれば、外観において同視できる程度に同一性を損なわないものと認める。

- ③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- (ハ) 特定非営利活動法人に相当する外国の法人について 次の①、②及び③を確認する。
- ① 設立根拠法の写し等において、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること。なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。
- ② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面(例:法人証明書等)において、出願人が法人格を有すること。
- ③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。
- 2.「構成員に使用をさせる商標」について

設立根拠法からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合(例えば、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合)が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合には、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標は「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして扱う。

- 3.「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」に該当するかどうかについては、職権で調査を行うこととするが、商標法施行規則様式第3の2備考4「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」の提出があった場合には、当該提出書類も参照し、下記4.ないし9.を確認する。
- 4. 商標の同一性について

出願された商標(以下「出願商標」という。)と使用されている商標(以下「使用商標」という。)とが、外観において同一であること(外観において同視できる程度に同一性を損なわないことを含む。)を要する。

なお、出願商標と使用商標との外観が相違している場合においても、次の(1)及

(1) 明朝体とゴシック体

草書体と楷書体等の書体の相違においては、文字のくずし方の程度を十分考慮する。

(2) 縦書きと横書き

一方、次の(3)の場合、外観において著しく相違することから、同一とは認めない。

- (3) ① 平仮名と片仮名
  - ② 平仮名と漢字
  - ③ 片仮名と漢字
- 5.「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するもの」について 次の(1)又は(2)を確認する。
- (1) 自己(出願人)の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合例えば、商品又は商品の包装(出荷用段ボール箱等)の写真、宣伝広告のパンフレット等に、出願人の名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。
- (2) 構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合
  - ① 例えば、商品又は商品の包装(出荷用段ボール箱等)の写真、宣伝広告のパンフレット等に、構成員の氏名又は名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。
  - ② 出願商標を使用している者が構成員であること。
- 6.「需要者の間に広く認識されている」について

(1) 商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、例えば、商品又は役務の種類及び流通経路等に応じた次の(7)ないし(エ)の類型における一定範囲の需要者に認識されている場合を含むものとする。

なお、「肉牛」、「石材」等、主たる需要者層が取引者である商品又は役務については、需要者には、最終消費者のみならず、取引者も含まれることに留意する。

- (ア) 比較的低価格であり、また、日常的に消費されること等から、比較的 広範囲の地域で販売され得る商品について
- (例) 比較的低価格で日常的に消費される野菜、米、食肉、水産食品、 加工食品

び(2)に示す程度の相違であれば、外観において同視できる程度に同一性を損なわないものと認める。

(1) 明朝体とゴシック体

草書体と楷書体等の書体の相違においては、文字のくずし方の程度を十分考慮する。

(2) 縦書きと横書き

一方、次の(3)の場合、外観において著しく相違することから、同一とは認めない。

- (3) ① 平仮名と片仮名
  - ② 平仮名と漢字
  - ③ 片仮名と漢字
- 5.「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するもの」について 次の(1)又は(2)を確認する。
- (1) 自己(出願人)の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合例えば、商品又は商品の包装(出荷用段ボール箱等)の写真、宣伝広告のパンフレット等に、出願人の名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。
- (2) 構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合
- ① 例えば、商品又は商品の包装(出荷用段ボール箱等)の写真、宣伝広告のパンフレット等に、構成員の氏名又は名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。

出願商標を使用している者が構成員であること。

6.「需要者の間に広く認識されている」について

商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、例えば、商品又は役務の種類及び流通経路等に応じた次の(1)ないし(4)の類型における一定範囲の需要者に認識されている場合を含むものとする。

なお、「肉牛」、「石材」等、主たる需要者層が取引者である商品又は役務については、需要者には、最終消費者のみならず、取引者も含まれることに留意する。

- (1) 比較的低価格であり、また、日常的に消費されること等から、比較的広範囲の地域で販売され得る商品について
- (例) 比較的低価格で日常的に消費される野菜、米、食肉、水産食品、加工食品

需要者の範囲は比較的広範囲に及ぶと考えられるが、本条第2項にいう「地域」(以下「地域」という。)が属する都道府県を越える程度の範囲における多数の需要者の間に広く認識されていれば足りることとする。

また、国や地方公共団体等の公的機関が当該商品を表彰する等の優良商品とし選定した事実等があれば、それらを十分に勘案する。

なお、高額で市場取引される野菜や果物等比較的生産量が少ない商品である等、その商品又は役務に応じた特段の取引の実情が存在する場合には、後記(イ)又は(ウ)を確認する。

- (<u>/</u>) 高価であること等から、生産地では販売されず、主として大消費地で 販売され尽くすような商品について
- (例) 高額で市場取引される高級魚等

主たる需要者の範囲は大消費地等の大都市に限定されるなど、地域的な広がりが限定的と考えられる場合には、少なくとも販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、大消費地における宣伝広告やメディアによる紹介の状況、 業界紙や専門雑誌等における宣伝広告や紹介記事の状況等について十分に 勘案する。

- (<u>ウ</u>) 主として生産地でのみ販売される地産地消の商品やその地でのみ提供 される役務について
- (例) 伝統野菜、消費期限が短い生菓子

需要者の地域的な広がりは限定的と考えられることから、少なくとも地域 が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていること を要する。

また、特に、商品の産地、販売地又は役務の提供地等において、当該地を訪れる観光客用に配布される観光案内、観光地図等による宣伝広告の状況、来訪者数、来訪者へのアンケート調査結果等について十分に勘案する。

- (エ) 工芸品等の商品について
- (例) 当該地域で生産される箪笥、壺

需要者の地域的な広がりは限定的と考えられることから、少なくとも地域 が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていること を要する。

また、経済産業大臣により伝統的工芸品として指定されている事実等があれば、それを十分に勘案する。

なお、日常的に使用される食器や箸等の商品については、主たる需要者 層が一般消費者であることから、上記(ア)を確認する。

需要者の範囲は比較的広範囲に及ぶと考えられるが、本条第2項にいう「地域」 (以下「地域」という。)が属する都道府県を越える程度の範囲における多数の 需要者の間に広く認識されていれば足りることとする。

また、国や地方公共団体等の公的機関が当該商品を表彰する等の優良商品とし選定した事実等があれば、それらを十分に勘案する。

なお、高額で市場取引される野菜や果物等比較的生産量が少ない商品である等、その商品又は役務に応じた特段の取引の実情が存在する場合には、後記(2)又は(3)を確認する。

- (2) 高価であること等から、生産地では販売されず、主として大消費地で販売され尽くすような商品について
- (例) 高額で市場取引される高級魚等

主たる需要者の範囲は大消費地等の大都市に限定されるなど、地域的な広がりが限定的と考えられる場合には、少なくとも販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、大消費地における宣伝広告やメディアによる紹介の状況、業界紙や専門雑誌等における宣伝広告や紹介記事の状況等について十分に勘案する。

- (3) 主として生産地でのみ販売される地産地消の商品やその地でのみ提供される役務について
- (例) 伝統野菜、消費期限が短い生菓子

需要者の地域的な広がりは限定的と考えられることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、商品の産地、販売地又は役務の提供地等において、当該地を訪れる観光客用に配布される観光案内、観光地図等による宣伝広告の状況、来訪者数、来訪者へのアンケート調査結果等について十分に勘案する。

- (4) 工芸品等の商品について
- (例) 当該地域で生産される箪笥、壺

需要者の地域的な広がりは限定的と考えられることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、経済産業大臣により伝統的工芸品として指定されている事実等があれば、それを十分に勘案する。

- (2) テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝広告及び販売等を行っている場合について
- (例) 全国放送のテレビショッピング番組を利用して販売する商品

①テレビ放送等を利用し大規模に宣伝広告及び販売を行っている場合については、需要者は広範囲に及ぶと考えられることから、地域、商品の販売地又は役務の提供地における需要者を含め、複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されていることを要する。

特に、テレビ放送、ウェブサイト等による宣伝広告又は商品等の紹介 番組の状況、ウェブサイトにおける販売ランキング・販売先・販売数量、 ウェブサイトの種類 (大手ショッピングサイト、出願人のサイト等) 等 の事実について十分に勘案する。

②(1)の各類型に該当する商品又は役務について、テレビ放送等を利用した販売等を行っている場合には、各類型における多数の需要者の間に広く認識されているか、又は、地域、商品の販売地若しくは役務の提供地における需要者を含めた複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されているかのいずれかにより判断する。

- 7. 「需要者の間に広く認識されている」ことの立証方法及び判断について 次の(1)ないし(4)の事実について、それぞれに例示された提出資料等を確認す る。
  - (1) 使用事実について

出願商標を商品、商品の包装(出荷用段ボール箱等)又は役務に使用している写真、パンフレット、ウェブサイトの写し等

- (2) 営業に関する事実(生産数量、販売地域、譲渡数量、売上高、使用期間等)について
  - ① 販売数量等が記載された注文伝票(発注書)、出荷伝票、納入伝票(納 品書及び受領書)、請求書、領収書、仕切伝票又は商業帳簿等
  - ② 生産数量等が記載された公的機関等(国、地方公共団体、在日外国大使館等)の第三者による証明書等
- (3) 宣伝広告の方法、内容及び回数、一般紙、業界紙、雑誌又はウェブサイト等における記事掲載の内容及び回数について
  - ① 宣伝広告の内容が掲載されたパンフレット、ポスター、ウェブサイト

なお、日常的に使用される食器や箸等の商品については、主たる需要者層が一般消費者であることから、上記(1)を確認する。

- 7. テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝 広告及び販売等を行っている場合について
- (例) 全国放送のテレビショッピング番組を利用して販売する商品

テレビ放送等を利用し大規模に宣伝広告及び販売を行っている場合については、需要者は広範囲に及ぶと考えられることから、地域、商品の販売地又は役務の提供地における需要者を含め、複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されている実情について考慮する。

特に、テレビ放送、ウェブサイト等による宣伝広告又は商品等の紹介番組の状況、ウェブサイトにおける販売ランキング・販売先・販売数量、ウェブサイトの種類(大手ショッピングサイト、出願人のサイト等)等の事実について十分に勘案する。

そして、上記6.の各類型に該当する商品又は役務について、テレビ放送等を利用した販売等を行っている場合には、各類型における多数の需要者の間に広く認識されているか、又は、地域、商品の販売地若しくは役務の提供地における需要者を含めた複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されている実情について考慮する。

- 8.「需要者の間に広く認識されている」ことの立証方法及び判断について次の(1)ないし(4)の事実について、それぞれに例示された提出資料等を確認する。
- (1) 使用事実について

出願商標を商品、商品の包装(出荷用段ボール箱等)又は役務に使用している 写真、パンフレット、ウェブサイトの写し等

- (2) 営業に関する事実(生産数量、販売地域、譲渡数量、売上高、使用期間等) について
- ① 販売数量等が記載された注文伝票(発注書)、出荷伝票、納入伝票(納品書及び受領書)、請求書、領収書、仕切伝票又は商業帳簿等
- ② 生産数量等が記載された公的機関等(国、地方公共団体、在日外国大使館等)の第三者による証明書等
- (3) 宣伝広告の方法、内容及び回数、一般紙、業界紙、雑誌又はウェブサイト等における記事掲載の内容及び回数について

の写し、観光案内、観光地図の写し等

- ② 宣伝広告の量、回数等(パンフレットの配布先及び配布部数並びにウ ェブサイトの掲載期間等)が記載された広告業者等との取引書類、証明書 等
- ③ 一般紙、業界紙、雑誌、地方自治体が発行する広報又はウェブサイト 等における紹介記事
- (4) その他の事実について
  - ① 需要者を対象とした商標の認識度調査 (アンケート) の結果報告書 断する。
  - ② 国や地方公共団体等の公的機関により優良商品として認定・表彰等さ れた事実
- 8. 出願人及びその構成員以外の者が出願商標を使用している場合について 出願人及びその構成員以外に出願商標を使用している者が存在することによ り、出願人又はその構成員のみの使用によって出願商標が需要者の間に広く認 識されていることが認められない場合には、出願人又はその構成員の業務に係 る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと は認めない。
- 9. 出願商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に 該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書 の規定により登録を受けることができないものとする。

- ① 盲伝広告の内容が掲載されたパンフレット、ポスター、ウェブサイトの写 し、観光案内、観光地図の写し等
- ② 盲伝広告の量、回数等(パンフレットの配布先及び配布部数並びにウェブ サイトの掲載期間等)が記載された広告業者等との取引書類、証明書等
- ③ 一般紙、業界紙、雑誌、地方自治体が発行する広報又はウェブサイト等に おける紹介記事
- (4) その他の事実について
- ① 需要者を対象とした商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書 ただし、実施者、実施方法、対象者等の客観性について十分に考慮して判しただし、実施者、実施方法、対象者等の客観性について十分に考慮して判断す る。
  - ② 国や地方公共団体等の公的機関により優良商品として認定・表彰等された 事実
  - 9. 出願人及びその構成員以外の者が出願商標を使用している場合について 出願人及びその構成員以外に出願商標を使用している者が存在することによ り、出願人又はその構成員のみの使用によって出願商標が需要者の間に広く認 識されていることが認められない場合には、出願人又はその構成員の業務に係 る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと は認めない。
  - 10. 出願商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に 該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書 の規定により登録を受けることができないものとする。

#### 第7 第7条の2 (地域団体商標)

- 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(登録を受けられる商標)
  - 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通 名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

#### 1. 「地域の名称」について

「地域の名称」については、商標審査基準第七 三 (第7条の2第2項、第 3項、第4項) 1. ないし4. まで参照。

<u>なお、</u>「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、 旧国名、河川名、山岳名、海域名等の地理的名称を含まれるものとする。

# 2.「普通名称」について

<u>商品又は役務の</u>「普通名称」<u>に該当するかの</u>判断については、<u>商標審査基準</u>第1三、第3条第1項第1号の1. を準用する。

- 3.「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」について
- (1) 例えば、次のようなものが該当する。
  - ① 商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称
  - ② 商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称
  - ③ 商品「箸」について、「塗」の名称
  - ④ 商品「盆」について、「彫」の名称
  - ⑤ 商品「かご」「行李(こうり)」について、「細工」の名称
  - ⑥ 商品「豚肉」について、「豚」、「ポーク」の名称
- ⑦ 役務「<u>温泉浴場施設</u>の提供」「<u>温泉浴場施設を有する</u>宿泊施設の提供」 について、「温泉」の名称
- ⑧ 役務「中華料理を主とする飲食物の提供」について、「中華街」の名称

#### 第7 第7条の2 (地域団体商標)

- 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(登録を受けられる商標)
  - 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通 名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標
- 1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。
- 2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1.及び2.を準用する。
- 3.(1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。
- ① 商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称
- ② 商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称
- ③ 商品「箸」について、「塗」の名称
- ④ 商品「盆」について、「彫」の名称
- ⑤ 商品「かご」「行李(こうり)」について、「細工」の名称
- ⑥ 商品「豚肉」について、「豚」の名称
- ⑦ 役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称
- ⑧ 役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

(2) 「普通名称」に商品又は役務の特質を表示する文字を付してなるものについて

<u>当該商標が、</u>需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして<u>認識されていると認められるときは、</u>「商品又は役務を表示するものとして 慣用されている名称」に該当するものと判断する。

- (例) 「天然あゆ」、「完熟トマト」
- 4.<u>商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用</u>されている文字」について
- (1) 例えば、次のようなものが該当すると判断する。
  - (例) 産地に付される文字

「特産」、「名産」、「名物」

(例) 提供の場所に付される文字

「本場」

- (2) 商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は 役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、<u>該</u> 当しないものと判断する。
- (例) 「特選」「元祖」「本家」 「特級」「高級」
- 5.「普通に用いられる方法で表示する」について
  - (1) 商品又は役務の取引の実情を考慮し、その標章の表示の書体や全体の構成等が、取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、「普通に用いられる方法で表示する」には該当しないと判断する。
    - (例1)「普通に用いられる方法で表示する」に該当する場合

取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示するもの

(例2)「普通に用いられる方法で表示する」に該当しない場合

取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリング を施して表示するもの又は特殊な構成で表示するもの

- (2) 文字の表示方法について
- (ア) 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、 「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当すると判断する
- (4) 取引者において一般的に使用されていない漢字(当て字)で表示する ものは「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する。

- (2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、認識されている名称は、上記3.(1)にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に含まれるものとする。
  - (例) 「天然あゆ」「完熟トマト」
- 4.(1) 第3号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当する。
- ① 産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

- ② 提供の場所に付される文字の例 「本場」
- (2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、本号には該当しない。
- (例) 「特選」「元祖」「本家」 「特級」「高級」

### 6. 地域団体商標として認められない商標の例

次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しない<u>ため、地域団</u> 体商標として登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

- (1) 「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの
- (2) 「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの
- (3) 「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの
- (4) 第1号から第3号に規定された文字以外の文字(例えば、上記4.(2) に該当するもの)、記号又は図形を含むもの
- (5) 識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

- 5. 例えば、次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないものとする。
- ①「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの
- ②「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの
- ③「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの
- ④第1号から第3号に規定された文字以外の文字(例えば、上記4.(2)に該当するもの)、記号又は図形を含むもの
- ⑤識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

#### 第7 第7条の2 (地域団体商標)

#### 三、第7条の2第2項、第3項、第4項(地域の名称)

- 2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録 出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の 提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な 関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。
- 3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、 第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であること を証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の 名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出し なければならない。
- 1. <u>商品又は役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称等について</u>本条第4項の規定にいう「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、<u>出願人又はその構成員による当該出願に係る商標の使用に加え、</u>商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案し、例えば、以下のとおり判断する。

# 2.「商品の産地」について

<u>例えば、出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する商品の産地</u>については、次のような地域をいう。

- (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
- (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
- (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域
- 3.「役務の提供の場所」について

<u>例えば、出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する役務の提供</u>の場所については、次のような地域をいう。

#### 第7 第7条の2 (地域団体商標)

#### 三、第7条の2第2項(地域の名称)

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

- 1. 本項の規定の適用に際しては、本条第4項の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。
- 2. 本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。
- (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
- (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
- (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域
- 3. 本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域

4.「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」について

例えば、出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する商品又は役務の密接な関連性を有する地域については、(1)、(2)のようなものが該当する。

(1) 原材料の産地が重要性を有する加工品の場合

<u>その加工品を生産するために不可欠な原材料や主要原材料が生産等された</u> 地域が該当する。

(例)

- ①「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地
- ②「硯」について、原材料「石」の産地
- (2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品の場合

<u>当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が該当する。</u> (例)

①「織物」について、伝統的製法の由来地

- (1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域
- 4. 本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。
- (1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について 原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が 生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。
- ①「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地
- ②「硯」について、原材料「石」の産地
- (2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

- ①「織物」について、伝統的製法の由来地
- 5. (1) 出願に係る商標が、本項に規定する「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。
- ① 地域の名称が当該商品の産地である場合
- a. 出願人又はその構成員が当該商品をその地域において生産していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用している こと
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所である場合
- a. 出願人又はその構成員が当該役務をその地域において提供していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること
- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合
- a. 当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること

- b. 出願人又はその構成員がその地域において生産されたその主要な原材料を用いた当該商品を生産していること
- c. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること
- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合
- a. 出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該商品を生産している こと
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用しているこ
- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。
- ① 新聞、雑誌、書籍等の記事
- ② 公的機関等の証明書
- ③ パンフレット、カタログ、内部規則
- ④ 納入伝票、注文伝票等の各種伝票類
- <u>5.</u>上記<u>2ないし4の事実</u>については、次のような<u>書類を</u>証拠方法<u>とする。</u>
  - (1) 新聞、雑誌、書籍等の記事
  - (2) 公的機関等の証明書
  - (3) パンフレット、カタログ、内部規則
  - (4) 納入伝票、注文伝票等の各種伝票類